

令和5年12月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 13:30~14:50

2. 開催場所 蕪崎市役所 別館 201会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟(欠席)
3番 伊藤 光
4番 (欠番)
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一(欠席)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
報告第2号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断)について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年12月 蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、蕪崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 山本 昌巳 委員、15番 秋山 武仁 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件	8,168 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	996 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	11,483 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件	9,135 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件	42,971.42 m ²
報告第2号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断)について	2件	6,268 m ²
合計		31件	79,021.42 m ²

次に、会務報告ですが、

12月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地・耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

<委 員>

申請番号2について、申請事由は経営拡張とありますが、経営面積がありません。

<事務局>

申請者自身の経営面積はありませんが、近所に住む父親と農業を営んでおり、後継者となっております。

ります。

<委員>

そういうことであれば、備考に詳細を記載してください。

次に申請番号3についてですが、申請事由が宅地続きとありますが、経営面積がない状態で三反部も取得するのでしょうか。

<事務局>

申請者は農業をしたいという理由で穂坂へ住宅を購入したとのこと。

<委員>

機械等は準備出来ているのでしょうか。

<事務局>

順次揃えていくという計画になっております。

<委員>

この面積で機械もなく耕作していくことは難しいと思います。まずは利用権設定で借りて、経営ができるようになってから買うというのが基本の流れだと思いますが、これはそういった考えではないということですね。

<事務局>

住宅を購入し農業をしていくということで申請がありましたので、受付をいたしました。

<委員>

この面積でこの申請理由は違うと思います。この案件は保留にしてください。

<事務局>

表現方法等、再度検討いたします。

<委員>

申請番号5について、こんな小さな面積でこの申請理由だと心配です。場所はどこでしょうか。

<事務局>

譲渡人と譲受人は義理の親子であり、譲受人がその場所を希望したということです。

<委員>

申請事由と面積がかみ合わないものが見受けられます。この内容だけで審議することは困難です。もう少し理由や背景を議案集に記載するか、口頭で説明してください。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、申請番号2、3、5を除くものを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号について、一部を原案のとおり承認いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保神ノ木、農業用倉庫・作業所建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：曾雌委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員>

面積が広いですが、開発の許可は必要ですか。

<事務局>

1,000㎡を超えると開発の許可が必要となりますので、今回は不要です。

<委員>

大きい建物を建てると雨が降った時に水が出て周辺農地への影響が懸念されますが、都市計画法の中では水をどこに流すかなど細かく決めていくと思いますので、土地的に土が粘土質だと思われるので心配がないかと思い質問しました。法令上問題がなければ大丈夫です。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件、貸借権の設定に関するものが2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は水神二丁目、宅地分譲のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、物流センター建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條滝坂、個人受託、学習塾建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條堂坂上、作業場、事務所増設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割小曾根、太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條中割宮前道、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 雨宮委員
申請番号2番 : 猪股(和)委員
申請番号3番 : 金丸委員
申請番号4番から6番 : 志村(保)委員

申請番号7番 : 秋山委員
申請番号8番 : 井上委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:ぶどう、期間:5年10ヶ月、再設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物:ぶどう、期間:5年11ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:水稲、期間:9年11ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が9件、非農地判断が2件です。議案集の9ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山寺平他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條下横屋他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保下原、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條滝坂、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條上野他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井柳田、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條西割小原、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」説明いたします。

報告該当土地1番 該当所在地：穂坂町柳平上手平他 10筆 2,395㎡

報告該当土地2番 該当所在地：穂坂町三ツ澤用の沢他 12筆 3,873㎡

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年12月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美